平成２７年（フ）第５０１号
堺市美原区南余部64番地１　ヴィラ・ビアンカ美原211号、前住所堺市中区辻之1148番地１　カーサ・ドマーニ106号
債務者　前田　幸俊
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６３４号
堺市堺区神南辺町２丁97番地１　セジュールリッチ103号
債務者　今井　　妙（旧姓土谷）
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６３８号
堺市中区大野芝町302番地　リッツ大野芝412号
債務者　福田　一人
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６７８号
大阪府松原市三宅中３丁目６番４号、前住所堺市北区常磐町３丁11番地６　ときわハイム303号
債務者　川野　和博
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０５５号
福岡市東区香椎浜２丁目３番４―505号
債務者　先山あゆみ（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１３０号
福岡市南区塩原３丁目16番７―401号
債務者　佐々木昭子
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２０５号
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第１地割２番地592
債務者　高野　　遥
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３８号
山形県鶴岡市千石町11番25―101号千石マンション
債務者　三浦　喜廣
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第２１１号
愛知県江南市村久野町中郷35番地　レジデンス青山101号
債務者　富安　理奈
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２６号
香川県観音寺市柞田町甲2185番地２　アサヒハイツＡ号
債務者　堀口美智子
1　決定年月日時　平成27年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第９２５号
福岡市東区和白東１丁目１番１―710号
債務者　佐藤　しの
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９７２号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵775番地　フローラル須恵Ｅ202号
債務者　楠林　まや
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９９９号
福岡市西区小戸１丁目35番12―306号
債務者　戸丸　美喜
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０７２号
福岡市早良区室住団地25番403号
債務者　中村　幸人
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０７３号
福岡市早良区室住団地25番403号
債務者　中村　幸子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０８２号
福岡市東区香住ヶ丘６丁目21番21―201号
債務者　長谷川英樹
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０９８号
福岡市博多区板付３丁目14番301号
債務者　鬼木　章雄
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部